

SD事業の実施方針

東京医療学院大学（以下「本学」という。）は、その理念・目的を実現するため、以下のとおり、SD事業の実施方針及び実施計画を定める。また、本学のSD事業の実施方針及び実施計画の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつけるものとする。

(1) SDの実施方針

本学は、その理念・目的などに基づき、その使命を果たすために、本学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する課題に対応していくことのできる職員組織を構築する。

そのため、本学として「求められる職員像」を掲げ、教育研究活動等の適切かつ効率的な大学運営を図るために必要な知識・技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修等を実施し、職員一人ひとりを育成する。

(2) SDの対象

雇用形態にかかわらず本学の運営を担う者を対象とする。

なお、職員には、事務職員のほか、教育職員も含むものとする。

(3) 本学に求められる職員像

- ① 教育機関に勤務する者としての自覚をもつとともに、建学の理念、教育理念、教育目標、3つのポリシーなどに対する理解に努め、それらに基づく姿勢・行動を取ることができる職員
- ② 現状に満足せずに、業務や組織のあり方を改善・改革していくための創造的な提案を行い、自ら実行できる職員
- ③ 本学および職員各自の目標に向かって、チームワークを重視することができる職員
- ④ 幅広い視野と高い専門性をもった職員